

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1 | 3号機 | 試料採取系サンプル水素分析計入口流量計点検時、指示値不良(ひっかかり)が認められたため、当該流量計を点検。 | D | |
| 2 | 3号機 | 第一給水加熱器(A,B)ドレン液位調整弁作動用空気圧力計において、指示値不良(オーバースケール)が認められたため、当該計器を点検補修。 | D | |
| 3 | 3号機 | 復水ろ過装置逆洗用空気圧縮機(B)において、潤滑油の液位低下が認められたため、当該空気圧縮機を点検。 | D | |
| 4 | 4号機 | 廃棄物処理補機冷却海水ポンプ(C)点検時、インペラーとウエアリングの間に管理値外れが認められたため、対応検討。 | D | |
| 5 | 4号機 | 気体廃棄物処理系圧縮機(B)において、出口圧力が高めの指示をしていることが認められたため、原因を調査。 | D | |
| 6 | 1.2号廃棄物処理設備 | ホットシャワードレン系収集槽(B)攪拌弁駆動用空気配管において、接続部より空気漏れが認められたため、当該配管を補修。 | D | |
| 7 | その他 | 高圧電動機劣化診断装置のシンクロスコープにおいて、プローブ(信号入力部)の故障(波形調整できない)が認められたため、当該プローブを修理。 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分 | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分 | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分 | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802